



気象庁

旭川地方気象台

Asahikawa Local Meteorological Office
Japan Meteorological Agency

報道発表

平成 30 年 5 月 23 日
旭川地方気象台

大雨警報（土砂災害、浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の 発表基準の変更について

平成 30 年 5 月 30 日から、大雨警報（土砂災害、浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準を変更し、より適切なタイミングで必要な市町村に該当の警報・注意報を発表できるようになります。

今般、北海道の土砂災害警戒情報の基準を変更することから、土砂災害警戒情報に先立って発表する大雨警報（土砂災害）・注意報基準を変更します。

また、近年の災害発生状況や昨年度から運用している精緻化した流域雨量指数・表面雨量指数の運用実績等を踏まえ、大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報基準を変更します。

この基準変更で、より適切なタイミングで必要な市町村に該当の警報・注意報を発表することが可能となり、市町村における各段階に応じた防災対応をより的確に支援できるよう改善されます。

なお、基準変更日時等は下記のとおりです。

記

1 基準変更日時

平成 30 年 5 月 30 日 13 時

2 基準変更範囲

上川・留萌地方の全市町村

大雨・洪水警報等の発表基準については、基準変更日に合わせて気象庁ホームページに更新した警報・注意報発表基準一覧表を掲載します。

警報・注意報発表基準一覧表（上川・留萌地方）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/asahikawa.html>

本件に関する問い合わせ先：

旭川地方気象台

防災気象官（電話 0166-32-7102）